

四日市市告示第 194 号

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

四日市市長 森 智 広

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱（平成 28 年四日市市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、四日市市に住 民登録を有する児に対して実施する 聴覚スクリーニング検査（以下「聴 覚検査」という。）に要する<u>費用を、</u> <u>予算の範囲内において補助すること</u> に関し、四日市市補助金等交付規則 （昭和 57 年四日市市規則第 11 号。 以下「規則」という。）に定めるもの のほか、必要な事項を定めることを 目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、<u>聴覚検査に要す</u> <u>る費用（以下「検査費」という。）と</u> <u>する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、四日市市に住 民登録を有する児に対して実施する聴覚ス クリーニング検査（以下「聴覚検査」とい う。）に要する費用の一部を補助するこ とに関し、四日市市補助金等交付規則 （昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以 下「規則」という。）に定めるもののほ か、必要な事項を定めることを目的とす る。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、<u>上限 6,000 円</u> <u>（聴覚検査に要する費用（以下「検査</u> <u>費」という。）の額が 6,000 円に満たな</u> <u>い場合は、その額）とする。</u></p>

附則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
---	---

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は告示の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)